

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、障害認定日を受給権発生日とする障害等級3級の障害厚生年金の支給を求めるといことである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、非定型うつ病(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、障害基礎年金及び障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の裁定を請求した請求人に対し、厚生労働大臣が、障害認定日における請求人の当該傷病による障害の状態は、障害給付を受けられる程度に該当しないとして、障害認定日を受給権発生日とする障害給付を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をしたところ、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

(1) 請求人は、当該傷病により、障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、主位的には障害認定日による請求として、予備的には事後重症による請求として、障害給付の裁定を請求した。

(2) 厚生労働大臣は、主位的な障害認定日による請求について、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「請求のあった傷病(非定型うつ病)の障害認定日である平成〇年〇月〇日現在の障害の状態は、障害年金1級、2級又は

3級の対象となる障害(国民年金法施行令別表及び厚生年金保険法施行令別表第1に規定)に該当しません。」という理由により、障害給付を支給しない旨の処分(原処分)をした。なお、厚生労働大臣は、予備的な事後重症による請求について、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、裁定請求日における当該傷病による障害の状態は、厚生年金保険法施行令(以下「厚年令」という。)別表第1に定める程度に該当するとして、平成〇年〇月〇日を受給権発生日とする障害等級3級の障害厚生年金を支給する旨の裁定をし、請求人はこれを受給している。

(3) 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

1 障害認定日を受給権発生日とする障害等級3級の障害厚生年金の支給を受けるためには、障害認定日における対象傷病による障害の状態が厚年令別表第1に定める程度に該当することが必要とされている。

2 本件の場合、請求人の当該傷病に係る初診日が平成〇年〇月〇日であることは、本件記録から明らかであり、障害認定日が同日から1年6月を経過した平成〇年〇月〇日となることについては、当事者間に争いが無いものと認められるところ、請求人は、前記「事実」欄第2の2(2)記載の理由による原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、障害認定日当時における請求人の当該傷病による障害の状態(以下、これを「本件障害の状態」という。)が、厚年令別表第1に定める程度に該当しないと認められるかどうかということである。

第2 審査資料

本件の審査資料は、a○○センターb科・A医師作成の平成○年○月○日現症に係る平成○年○月○日付け診断書の写しである。

第3 事実の認定及び判断

1 審査資料によれば、本件障害の状態等に関して次の記載のあることが認められる。

傷病名：非定型うつ病 ICD-10
コード (F○○.○)

傷病の発生日月日：平成○年○月○日
(本人の申立て (○年○月○日))

初めて医師の診療を受けた日：平成○年○月○日 (診療録で確認)

傷病が治った (症状が固定した状態を含む。) かどうか。

症状のよくなる見込・・・有

発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容、就労状況等、期間等：(請求人の陳述による。平成○年○月○日聴取)

抑うつ症状が続き当院を受診。以降、通院で治療を継続している。寛解しきらず、残遺症状～病状再燃を繰り返している。重症化はないが、病状の悪化により、仕事の安定継続が長期にはできない。休職期間H○年○月～○月の約1カ月間、H○年○月～翌年○月の約2カ月間

診断書作成医療機関における初診時 (平成○年○月○日) 所見

軽度 (～中等度) の抑うつ状態。
意欲低下、気分の落ちこみ、注意力低下 (ど忘れ)、不眠、いらいら、吐き気、倦怠感など

これまでの発育・養育歴等

発育・養育歴：特になし

教育歴 (注：「その他」に○印が付されているが、記載なし)

職歴：会社員

治療歴

医療機関名	治療期間	入院・外来	病名	主な療法	転帰
当院	H○年○月～	外来	上記	精神療法 薬物療法	軽快 悪化

障害の状態 (平成○年○月○日現症)

現在の病状又は状態像

抑うつ状態：憂うつ気分

具体的な程度・症状・処方薬等

この時期は病状軽快、安定しており、仕事も順調に続けられている。

処方：レキサプロ(0)2T / 1×
タN

日常生活状況

家庭及び社会生活についての具体的な状況

現在の生活環境：在宅、同居者 (有)

全般的状況：概ね良好

日常生活能力の判定

適切な食事：できる

身の清潔保持：自発的にできるが時には助言や指導を必要とする

金銭管理と買い物：おおむねできるが時には助言や指導を必要とする

通院と服薬 (要)：できる

他人との意思伝達及び対人関係：おおむねできるが時には助言や指導を必要とする

身の安全保持及び危機対応：おおむねできるが時には助言や指導を必要とする

社会性：おおむねできるが時には助言や指導を必要とする

日常生活能力の程度：(2)精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である。

現症時の就労状況

勤務先：一般企業

雇用体系：一般雇用

勤続年数：16年

仕事の頻度：週に4日

ひと月の給与：○○万円程度

仕事の内容：SE、管理職

仕事場での援助の状況や意思疎通の状況：業務量や残業面で調整

の援助あり。

身体所見(注:欄が抹消されている。)

臨床検査(注:欄が抹消されている。)

福祉サービスの利用状況:なし

現症時の日常生活活動能力及び労働能力:職場の援助があれば、概ね通常の労働が可能である。

予後:悪化・再燃の懸念がある。

2 上記認定の事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 請求人の当該傷病による障害により、障害等級3級の障害厚生年金が支給される障害の程度としては、厚年令別表第1に「精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」(13号)及び「傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生労働大臣が定めるもの」(14号)が定められている。

そして、厚生年金保険法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「認定基準」という。)が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考えられるものである。

(2) 認定基準の第3第1章第8節/精神の障害によると、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの、及び労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの

のを3級に該当するものと認定するとされ、精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分(感情)障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」、「発達障害」に区分され、請求人の当該傷病による障害は、気分(感情)障害に関する認定要領を参酌して障害の程度を判定するのが相当と解される。ところ、気分(感情)障害による障害で障害等級3級に相当すると認められるものの一部例示として、「気分、意欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、その病状は著しくないが、これが持続したり又は繰り返し、労働が制限を受けるもの」が掲げられている。そして、気分(感情)障害は、本来、症状の著明な時期と症状の消失する時期を繰り返すものである。現症のみによって認定することは不十分であり、症状の経過及びそれによる日常生活活動等の状態を十分考慮するとされ、日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努め、現に仕事に従事している者については、労働に従事していることをもって、直ちに日常生活能力が向上したものと捉えず、その療養状況を考慮するとともに、仕事の種類、内容、就労状況、仕事場で受けている援助の内容、他の従業員との意思疎通の状況等を十分確認したうえで日常生活能力を判断することとされている。

(3) 前記1で認定した事実によれば、本件障害の状態は、現在の病状又は状態像として、抑うつ状態(憂うつ気分)が認められ、その具体的な程度・症状は、この時期の病状は軽快して、安定しており、仕事も順調に続けられていたとされ、日常生活状況は、在宅で同居者があり、対人関係はおおむね良好で、日常生活能力の判定では、身辺の清潔保持、金銭管理と買い物、他人との意思伝達及び対人関係、身辺の安全

保持及び危機対応、社会性は、自発的に又はおおむねできるが時には助言や指導を必要とするとされているものの、適切な食事、通院と服薬は、できるとされ、日常生活能力の程度は「(2)」と評価され、現症時には、一般企業の一般雇用として、業務量や残業面で調整の援助を受けながら、SEの管理職として週に4日勤務し、16年勤務しているとされ、現症時の日常生活活動能力及び労働能力は、職場の援助があれば、おおむね通常の労働が可能であるとされているのであるから、これらを総合勘案するならば、それは、気分(感情)障害で障害等級3級に相当すると認められる例示に該当しないし、労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの、及び労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものに該当するとまではいえない。

- (4) 以上によれば、本件障害の状態は、厚年令別表第1に定める程度に該当しないと認めるのが相当であり、もとよりそれより重い障害等級2級及び1級にも該当しないから、原処分は妥当であって、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。